

人事

3月定例会において、次の方々が決定されました。(敬称略)

- ▽人権擁護委員候補者 嶋本 美重子
- ▽教育委員会委員 秋田 久子

市議会からのお知らせ

伊丹市議会議員政治倫理条例を制定

伊丹市議会では、3月定例会において、議員の政治倫理に関する基本的事項を定めるため、議員提出議案として、伊丹市議会議員政治倫理条例を提出し、全会一致で可決しました。

さらに、政治倫理審査会の具体的な運用について、伊丹市議会議員政治倫理審査会規則を定めました。

ここでは、条例の全文をご紹介します。

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な負託によるものであることに鑑み、その担い手である伊丹市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立と向上を期し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めるとともに、良心と責任感を持って、品位を保持し、識見を養うことで、政治倫理を確立しなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は市職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (3) 市職員の採用、昇任、配置換その他の人事異動及び処分に関して、不正な影響力を行使しないこと。

(審査会の設置)

第4条 議長は、前条に規定する議員の政治倫理基準が遵守されているかどうかについて、調査及び審議するため、伊丹市議会議員政治倫理審査会を置くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付則 この条例は、公布の日から施行する。

会議の予定

日	月	火	水	木	金	土
5/5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
				5月臨時会 本会議招集日		
19	20	21	22	23	24	25
	本会議最終日					
26	27	28	29	30	31	6/1
			議会運営委員会			
2	3	4	5	6	7	8
	6月定例会 本会議招集日 議員総会			本会議第2日 一般質問	本会議第3日 一般質問	
9	10	11	12	13	14	15
	本会議第4日 一般質問			議会運営委員会 本会議第5日 一般質問 議案質疑		
16	17	18	19	20	21	22
	総務政策 常任委員会	文教福祉 常任委員会	都市企業 常任委員会			
23	24	25	26	27	28	29
		議会運営委員会 本会議最終日 議員総会				

市議会の傍聴のご案内

本会議及び委員会等の傍聴は、どなたでも可能です。当日、市役所議会棟2階市議会事務局にお越しください。

傍聴席は、本会議が82席、委員会が10席で、先着順で受付します。

また、本会議はインターネットでの生中継とともに、市役所1階ロビーや2階市議会事務局ロビーでも、テレビ放映をしています。



請願・陳情の受付は随時行っています。あなたの声を伊丹市議会へ。

「伊丹市議会だより」編集発行：伊丹市議会事務局議事課 〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地(市役所議会棟2階)
☎072-780-4090 ☎072-784-8092 ☎http://www.city.itami.lg.jp/
伊丹市議会だよりは84,500部作成し、印刷費は1部あたり5.7円です。

